

令和5年5月農業委員会総会 議事録

開催日時 令和5年5月10日(水) 午前9時30分～

開催場所 橋本市民会館 1階 ギャラリー

出席委員(農業委員)

1番	和田 守央	◎	2番	釜谷 弘	◎	3番	佐藤 正幸	○
4番	中谷 一民	○	5番	畑 昌男	○	6番	林 義文	○
7番	大西 敏夫	○	8番	田中 里美	○	9番	森口 佳幸	○
10番	廣田 征男	○	11番	池田 泰子	○			

(農地利用最適化推進委員)

橋本	山本 裕之	○	山田	山本 雄三	×	山田	笠原 伸也	○
紀見	嶋 鎌三	○	紀見	森本 芳克	×	隅田	中岡 耕二	○
隅田	島野 豊和	○	恋野	出山 泰久	○	学文路	峠 清彦	○
学文路	大上 史郎	×	高野口	大矢 泰弘	○	応其	尾上 文啓	○
信太	坂口 佳弘	○	信太	小谷 純一	○			

議事録署名委員 ※上記表中の「◎」

書 記 橋本市農業委員会事務局

議 案 第1号 農用地利用集積計画(案)の決定について
 第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
 第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
 第4号 非農地証明願について

報 告 第1号 農地貸借の合意解約について

傍聴人 なし

(開会)

事務局 ただいまから令和5年5月農業委員会総会を開催します。
会長よりの挨拶の後、会議規則により議事の進行をお願いします。

会長 ー会長挨拶ー
議長 議案の審議に先立ち、議事録署名人の選任を行います。
議席番号1番 和田 守央委員
議席番号2番 釜谷 弘委員を指名します。
書記には、事務局職員を指名します。

(議案第1号 農用地利用集積計画(案)の決定について)

事務局 議案第1号について議案書を基に説明
議長 議案第1号について質疑ございませんか。
質疑がないようですので議案第1号について承認することにご異議ございませんか。
委員 異議なし。

(議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について)

事務局 議案第2号について議案書を基に説明
議長 担当委員より調査結果の報告をお願いします。
釜谷委員 ●提出番号1番
特に問題はない。
●提出番号2番
特に問題はない。
●提出番号3番
従前から譲受人が管理しており、特に問題はない。
●提出番号4番
耕作が困難となった譲渡人より依頼があり、譲受人が引受けた。現況は竹林化しているが整理して、野菜畑として利用する。
●提出番号5番
耕作が困難となった譲渡人より依頼があり、経営規模拡大のため譲受人が引受けた。特に問題はない。
佐藤委員 ●提出番号6番
問題ありません。

●提出番号 7 番

譲渡人は遠方のため、耕作が困難となっており、以前から草刈り等の維持管理を業者に依頼していた。譲受人は自家消費用の農地として使用しており、問題ありません。

●提出番号 8 番

譲渡人に親族がいないため、将来のことを考え甥に譲渡することとなった。問題ありません。

和田委員

●提出番号 9 番

転居により今後の管理が困難となった譲渡人から、当該農地の隣接地に居住する譲受人への所有権移転であり、今後も適切な利用及び管理が見込まれる。

●提出番号 10 番

相続により取得したが、遠方に居住しているため、今後の管理が困難となった譲渡人から、当該農地の近傍地に居住する譲受人への所有権移転であり、今後も適切な利用及び管理が期待できる。

林委員

●提出番号 11 番

調査いたしました。何も問題ないと思います。

畑委員

●提出番号 12 番

譲渡人は高齢で後継者もなく、地元の信用できる人に任せたいと考えていたところ、長男の同級生で地元に住居する譲受人に売却となった。問題ないと思慮します。

●提出番号 13 番

妙楽寺の境内の飛び地であるが、法改正により個人への売却となった。

議長

議案第 2 号について質疑ございませんか。

質疑がないようですので、議案第 2 号について許可することにご異議ございませんか。

委員

異議なし。

(議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について)

事務局

議案第 3 号について議案書を基に説明

議長

担当委員より調査結果の報告をお願いします。

佐藤委員

●提出番号 1 番

問題ありません。

田中委員 ●提出番号 2 番
隣接農地及び水利の同意書もあり、特に問題はないと思われる。

議長 議案第 3 号について質疑ございませんか。
質疑がないようですので、議案第 3 号について許可相当とすることにご異議ございませんか。

委員 異議なし。

(議案第 4 号 非農地証明願について)

事務局 議案第 4 号について議案書を基に説明
議長 担当委員より調査結果の報告をお願いします。

佐藤委員 ●提出番号 1 番
以前からガレージとして使用していたため、農地ではありません。

●提出番号 2 番
竹林となっており、農地としては無理と思われます。

廣田委員 ●提出番号 3 番
雑木、竹林化しており、農地法第 2 条の農地ではありません。

議長 議案第 4 号について質疑ございませんか。
質疑がないようですので、議案第 4 号について承認することにご異議ございませんか。

委員 異議なし。

(閉会)

議長 以上で、本日の農業委員会総会に付議された議案はすべて終了しました。
令和 5 年 5 月農業委員会総会を閉会いたします。

橋本市農業委員会会議規則第18条第2項の規定により記名押印する。

橋本市農業委員会	議長（会長）	池田 泰子	㊟
	署名委員	和田 守央	㊟
	署名委員	釜谷 弘	㊟